

消費者取引における決済と立法政策の課題 ——いわゆる決済代行者問題を契機として

千 葉 恵美子

第1章 はじめに

IT技術の発展に伴って、インターネット通販など電子商取引（Electronic Commerce）が消費者取引でも日常的に行われるようになり、物やサービスの利用代金の支払手段として電子化された多様な決済システムが、消費者取引でも広く利用されるようになった¹⁾。クレジットカードやIC型の電子マネー（Edy、Suica、Pasmo、ICOCAなど）による決済は、普及率が極めて高く、もはやユニバーサル・サービスの一つといってもよいような状況になってきている。また、今後、スマートフォンを利用したクレジット決済が一層進むことが予想されていることから²⁾、地理的には必ずしも隔地者間の取引とはいえない場合にも、物やサービスの利用代金の支払手段として電子決済の利用がますます拡大していくことが考えられる。

しかし、これらの支払手段には利便性がある反面、危険が隣り合わせの状態にある。これらの支払手段との関係で、現在、最も問題となっているのは、いわゆる決済代行者問題である。後述するように、そこでは、詐欺的なサービスが提供され、その際にさまざまな支払手段が提示され、

1) 山本正行『カード決済業務のすべて——ペイメントサービスの仕組みとルール』（2012、金融財政事情研究会）など参照。

2) スマートフォンでクレジットカード決済ができるサービスを手掛ける米国・最大手スクエア（カリフォルニア州）が、三井住友カードと提携し、決済手数料を通常より低い3.25%に抑えた決済サービスを日本で行うことを発表している（日本経済新聞2013年5月23日）。このような方法が拡大すると、クレジットカードの決済端末を持たない個人事業主であっても、スマートフォンを利用して顧客とのカード決済が可能となり、資金の移動を間接的に指図する方法によって代金の決済がなされる場合が対面取引で一層多くなることが予想される。

〈28〉 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

その手段を選択するたびに消費者が債務を負担する構造になっている。

本稿の目的は、消費者取引に係る商品・サービスの対価の支払いに注目し、商品・サービスの購入にあつて消費者が負担する代金債務の消滅という観点から見た場合に、消費者取引に関する現行の決済システムが、すべての利害関係者にとって効率的で公正なシステムとして機能しているか、機能していない点があるとすれば、今後、立法改革を考えるにあつて、どのような点を考慮する必要があるのかを考察する点にある。

以下では、消費者取引における決済システムが病理的な紛争に関連して現われる、いわゆる決済代行者問題を取り上げ、消費者取引に係る商品・サービスの対価を決済する際に、なぜ被害が発生するのかについて分析する（第2章）。次に、消費者取引に係る商品・サービスの対価の支払いに注目した場合に、これまで、どのような立法がなされてきたのか、どのような解釈論が展開されているのかを整理し、現行法の仕組みがなぜ消費者被害の救済につながらないのかを明らかにしたい（第3章）。以上の分析結果に基づいて、消費者取引にかかる決済という視点から見た場合に、今後、どのような立法改革が必要となるのかについて、その方向性を示すことにしたい（第4章）。

なお、用語の混乱を避けるために、以下では、金銭および容易に現金化できる預金などの財産を「資金」と呼ぶことにし、資金などの受渡しを行うことによって、当事者間の金銭債権・債務関係を解消させることを「決済」と呼ぶ³⁾。決済の際に受払いされる現金・預金・電子マネーなど、交換価値として債権者に対して支払われるもの（決済に使用する道具）を「決済手段」と呼び、決済手段によって決済する方法を「指図手段」という。指図手段には、金融機関に直接指示して預金で決済する方法（振込・振替）、資金の移動を間接的に指図するための方法（クレジットカード・デビットカードなど⁴⁾）がある。また、決済を円滑に行うために作られた仕組みを「決済システム」と呼ぶことにする。決済システ

3) 岩原伸作『電子決済と法』（2003、有斐閣）2頁、中島真志・宿輪純一『決済システムのすべて（第2版）』（2005、東洋経済新報社）1頁、高橋康文編書『詳説資金決済に関する法制』（2010、商事法務）19頁など参照。

4) 正確には、クレジットカード・デビットカードそのものが指図手段ではなく、加盟店などに提示することによって、指図手段が紙ないし電子データの形で作成されることになる。

ムには、コンピューター・ネットワークなどの物理的な仕組みのほか、決済に関する契約、慣行上のルールや関係法令も含まれることになる。

「支払」という用語については、決済手段そのものを相手に引き渡すことと指図手段を引き渡すことの二つの意味を包含する概念として用いることにする。厳密に言えば、決済手段そのものを相手に引き渡す場合には支払は決済を意味するが、指図手段を引き渡す場合には、支払後に決済がおこなわれることになる。また、決済手段と指図手段の両者を包含する概念として「支払手段」と呼ぶことにする（資金決済法1条参照）。

第2章 病理現象としての決済代行者問題からみた被害発生 の要因

本章では、いわゆる決済代行者問題を取り上げ、消費者取引に係る商品・サービスの対価をクレジットカード決済する際に、何が被害発生の要因となっているかについて分析する。

決済代行者問題とよばれる紛争は、「サクラ」サイト詐欺商法と呼ばれる悪徳商法に関連して生じている⁵⁾。この商法では、サイト業者に雇われた「サクラ」が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者のさまざまな心理を利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、消費者は、その都度、サイトを利用するために有料のポイントを購入するように仕組まれている。このポイントを購入する際に、サイト業者は、決済代行者を通じて、クレジットカード決済、電子マネー決済、コンビニ決済など、現金がなくてもいつでも支払ができるように、多様な支払手段を利用できる環境を消費者に提供している。上記サイトに誘い込まれた消費者は、多様な支払手段を利用して、ポイント購入代金を請求される仕組みになっており、高額な被害が発生している。

サイトによる役務の提供については実態がないといわれており、サイ

5) サクラサイト商法に関しては、国民生活センターからの資料が参考になる（http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sakurasite.html）。国民生活センター平成22年9月1日（報道発表資料）、同・平成24年4月19日（報道発表資料）、同・国民生活センター平成24年7月26日（報道発表資料）など。山本正行・前掲書53頁以下、福岡博孝編著『カード被害救済の法理と実務』（2012、民法研究会）121頁以下も参照。

(30) 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

ト利用のためのポイント購入代金の請求は架空請求ではないかといわれている。しかし、実態のないサービスであるという点についての証明は困難な場合が多い。このため、振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払などに関する法律）の適用は、難しいケースが多い。

本章では、多様な支払手段のうち、クレジットカード決済を取り上げて、病理現象としての決済代行者問題を素材に、このような支払手段が消費者被害をもたらす要因がどこにあるのかについて分析を加えることにする。

1. 機能分化した法主体間の契約の連鎖

現在、クレジットカードの場合、世界規模で展開する決済サービスのスキームを主催する国際ブランド（VISA・MASTER・JCB・中国銀聯^{れん}など）が定める条件に従った決済と国内の決済ネットワークを通じた決済が行われている。そこでは、カード発行業務と加盟店管理業務の機能分担が進み、カード会員契約の主体であるカード発行業者（イシューア、以下ではISSと略記する。）と加盟店契約の主体である事業者（アクワイアラー、以下ではACQと略記する。）が事業主体として登場するのが一般的である。この結果、クレジットカード決済では、カード利用者と加盟店間の契約のほかに、ISSとカード利用者との間で会員契約が、ACQと加盟店との間で加盟店契約が締結され、ISSとACQとの間でカード利用代金が決済される4者間取引（このような取引をnon-on-us取引と呼ぶ）が行われることになる（図1参照）。

割賦販売法では、カード発行業務と加盟店管理業務を同じ事業主体が行う取引（このような3者間の取引をon-us取引と呼ぶ）を念頭においており、カード利用者と会員契約、加盟店と加盟店契約が締結するカード会社の業務を規制すれば、カード発行会社を通じてその加盟店の行為を規制できるという考え方が採られている。

しかし、non-on-us方式では、加盟店とISSとの間に直接の契約関係がないことから、カード発行業者の加盟店調査義務を介して、ISSの会員契約上の責任を追求するという割賦販売法が予定する方法によっては

規制の実をあげることは難しいことになる。また、non-on-us 方式では、ACQ とカード利用者との間にも直接の契約関係がないことから、カード利用者は ACQ に対しても責任追及がむずかしい。

このようなカード発行業務と加盟店管理業務の機能分化は、カード利用者にとっても、自己が利用するカード発行会社の加盟店とはなっていないところでも、同じ国際ブランドとメンバー契約をしているカード発行会社の加盟店である限り、カードを利用できるというメリットがある。しかし、同時に、カード発行業務と加盟店管理業務が異なる法主体によって行われ、分担する機能の範囲で各法主体が契約によって結びつくことによって、会員と販売業者・役務提供者との間の契約上の抗弁は、簡単に切断されることになる。

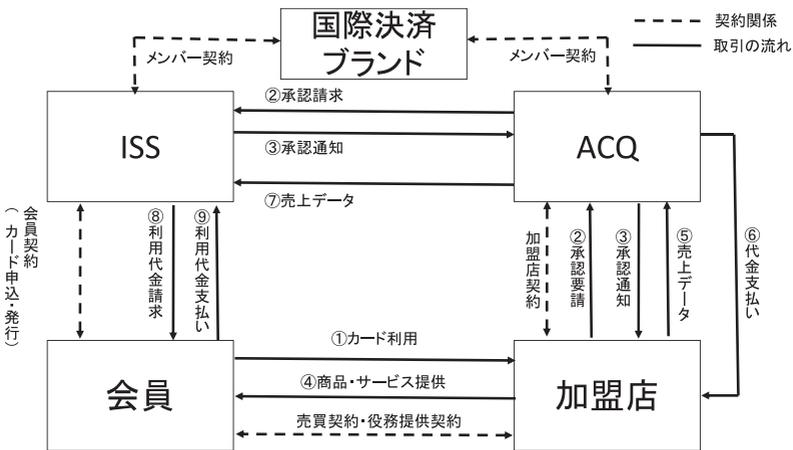


図1 non-on-us 方式のクレジットカード決済における取引の流れ

* 野村総合研究所『平成21年度クレジット事業等環境調査（諸外国のクレジット等の決済ネットワークに関する調査研究）報告書』（2010）8頁参照

2. 決済ネットワークの存在

non-on-us 方式の場合には、カード利用者が加盟店に対して負担する代金債務の消滅の仕組みが複雑である。

on-us 方式では、ISS と ACQ の業務の両方を負担するカード発行会社

〈32〉 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

が加盟店へ立替払いにすることによって、カード利用者が加盟店に対して負担する代金債務は消滅することになる⁶⁾。クレジット発行会社からカード利用者に対するクレジット代金の請求は、会員契約に基づく、委任事務処理（つまり、加盟店への立替払いという事務委託）の費用償還請求権（民 650 条）として構成されることになり⁷⁾、割賦販売法上の包括信用購入あっせんが該当する場合には、加盟店とカード利用者間の取引に瑕疵があり抗弁事由が発生する場合には、抗弁接続規定（割賦 30 条の 4、30 条の 5）によって抗弁を上記の費用償還請求権に対して対抗できることになる。

しかし、non-on-us 方式の場合、決済ネットワークを通じて加盟店・ACQ・ISS 間の回線を接続し、クレジット決済データを送受信し、多数の債権・債務の決済が行われている⁸⁾。クロスボーダー取引において non-on-us 方式のカード決済が行われる場合には、さらに国際ブランドと ISS・ACQ 間のメンバー契約に基づいて、国際ブランドが提供する決済ネットワークを通じて ISS と ACQ 間の取引と資金の清算が行われることになる（図 2、図 3 参照）。

non-on-us 方式のクレジットカードで決済が行われる過程は、カード

-
- 6) 割賦販売法上の包括信用購入あっせんについては、立替払い方式（債務引受方式）の他に、債権譲渡方式があるといわれているが（経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成 20 年度版 割賦販売法の解説』（2009、日本クレジット協会）39 頁）、債権譲渡方式の場合には、加盟店がクレジットカード発行会社に対してカード利用者の売上債権を譲渡することになり、クレジットカード発行会社とカード利用者間で代金債権が決済されることになる。したがって、民法 468 条との関係で、加盟店とカード利用者との間の販売契約・役務提供契約上の債権債務相互間の牽連性を約定によって切断してよいのかという問題にとどまることになる。
- 7) 分割払いとなり、手数料を支払わなければならない場合には、立替費用償還請求権に伴う利息（民 650 条 1 項）と報酬（民 648 条）の支払いを求めているものと解されている。
- 8) 野村総合研究所『平成 21 年度クレジット事業等環境調査（諸外国のクレジット等の決済ネットワークに関する調査研究）報告書』（2010）5 頁によれば ACQ と ISS 間を接続し、クレジット決済のデータを送受信するネットワークをインターチェンジネットワーク、加盟店と ACQ 間で、クレジット決済のデータを送受信するネットワークをアクワイヤリングネットワークと呼んでいる。日本国内の代表的なクレジット決済ネットワークシステムとしては、CAFIS（Credit And Finance Information System NTT データ提供）、CARDNET（日本カードネットワーク提供）、GPnet がある。海外の ISS、ACQ との接続が必要なボーダー取引については、海外の国際ブランドが保有するネットワーク VisaNet、MasterCardWorldwideNetwork などが利用されている。

利用時に取引ごとに行われるオーソリゼーション⁹⁾ (Authorization: カードの加盟店および ACQ が ISS に対して当該カードの利用の承認をえる行為がおこなわれ、ISS は与信残高や用途などを確認して、カード取引を承認するかどうかを ACQ、当該加盟店に返信する)、クリアリング¹⁰⁾ (Clearing: ISS によって承認をうけたカード利用内容について、加盟店から ACQ へ、ACQ から ISS へ売上データを送信し、支払指図を集計して、最終的に受取るべき、あるいは支払うべき金額を算出し、その代金を請求すること)、セトルメント¹¹⁾ (Settlement: クリアリングによって計算された金額について ISS から ACQ へ、ACQ から加盟店へカード利用代金を受払して、カード利用者の代金債務を消滅させること) の3つの過程に分けることができる¹²⁾。取引によって債権・債務が発生し、決

9) 野村総合研究所・前掲報告書6頁参照。現在は、CAT、CCTなどの決済端末や加盟店の決済サーバからISSに信用照会、取引承認を求めるオンライン・オーソリゼーションによっている場合が多い。振込取引・振替取引など金融機関に直接指示して預金で決済する場合には、この過程をペイメント (Payment) という用語によって説明しているようである (中島=宿輪前掲書5頁以下参照)。支払指図 (Payment Order) を送付し、受け取るプロセスであり、受取人への資金移動を依頼する支払指図の伝達となる。カード決済の場合には、カード利用者に与信することになることから、ISSは、クレジット利用者の返済状況やカード利用状況をモニタリングして取引を承認し利用の可否の回答データを送ることになる。この点では振込・振替とクレジットカード決済との間に違いがあることになる。

10) 山本正行・前掲書46頁以下によれば、我が国では、加盟店が複数のACQと加盟店契約をする、世界的には珍しいマルチアクワイヤリングが行われており、加盟店は、ACQに仕分けをして売上票ないしは売上データを送付しなければならないことになる。そこで、CAFIS、CARDNETなどの情報処理センターが、加盟店にかわって、この業務を代行するサービスを提供している。

加盟店は、一定期間内に、カード会員に対する債権を支払区分と種別ごとに、売上票ないしは決済端末から売上データをACQもしくはACQが指定する決済ネットワークの情報処理センターへ送付し、ACQが決済ネットワーク上でISSに対して売上処理を行うことになる。ACQ・ISSの接続する決済ネットワークの情報処理センターが異なっても、情報処理センターは相互に接続しており、情報処理センターは、加盟店、ACQ、ISS、国際ブランドの中継基地としての機能を果たしている。

11) 決済にはファイナリティー (Finality: 決済完了性) という概念があり、決済の取消しがないことを意味している。ファイナリティーが確認できないと、商取引が完了しないことになる。ファイナリティーを有する決済手段としては、現金の支払いがあり、現金を受け取った時点で、債権債務が消滅することになるが、カード決済の場合には、指図手段の引渡し後のいつの時点で、ファイナリティーが確認されることになるかについては不明。

12) 国際ブランドの提供する決済ネットワークにおける決済実務について、山本正行・前掲書122頁以下、決済システムにおいて決済がおこなわれる過程については、中島=宿輪・前掲書5頁以下など参照。

〈34〉 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

済によって債権・債務が消滅するまでの間、つまり、決済の準備段階で計算・整理をして決済すべき件数・金額を小さくするために、クリアリングがおこなわれることになる¹³⁾。このセトルメントのためのシステムとクリアリングのためのシステムをあわせた全体を決済システムと呼ぶことが多い。

国際ブランドが提供する決済ネットワークを通じて、セトルメントが行われる場合には、メンバーの多くがISSとACQの双方の業務を兼ねるために、メンバー間で支払い・受取りのポジションを建て、資金決済の段階でISSとしての支払い分とACQとしての受取り分を差額計算することによって清算がおこなわれることになる¹⁴⁾。これによって、ACQは売上処理の翌日には、ISSから支払いを受けることができる。ACQは加盟店契約に基づいて、売上債権の買取代金から加盟店手数料を差引いた額を加盟店に支払うことになる¹⁵⁾。国内決済ネットワークを通じて、セトルメントが行われる場合には、国内の清算機関がこの役割を担っていることになる。

そこでは、個別の取引における対価の支払いが決済されている点を超えて、異なる法主体間で包括的で大量の債権債務が発生・消滅を繰り返していることになり、この点をどのように考慮するのが問題となってくる。

13) 大垣尚司『金融と法』（2010、有斐閣）509頁以下では、資金決済の段階で支払と受取りを差額計算する方式をペイメント・ネットティング（Payment Netting：差額相殺）と定義している。ペイメント・ネットティングでは、決済日と同じくする債権・債務の差引計算が行われても、元の債権債務関係は消滅することはなく、差引額を決済した段階で、初めて、元の債権債務が消滅することになる。オブリゲーション・ネットティング（Obligation Netting：段階的交互計算）では、ネットティングが実行された段階で、元の債権債務は消滅することになり、ネットティングの結果が決済されなくとも、元の債権債務に遡及しないことになり、この点で、ペイメント・ネットティングとは異なることになる。カード決済では、ペイメント・ネットティングがクリアリングの段階行われていることになろうか。

14) 山本正行・前掲書132頁以下参照。

15) 山本正行・前掲書55頁以下によれば、国内取引では、15日前に売上票が送付された売上げについては当月末までに、月末までに送付された売上票については、翌月15日に、加盟店が指定する金融機関に入金される場合が多いようである。

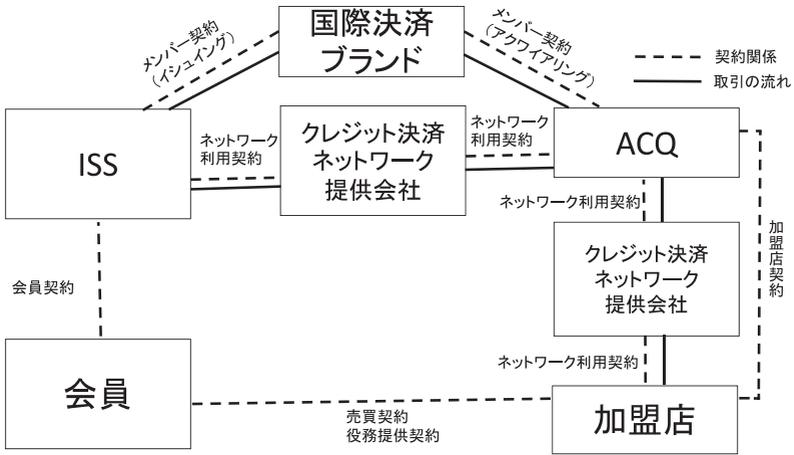


図2 non-on-us方式のクレジットカード決済における契約とネットワーク接続の関係

* 野村総合研究所『平成21年度クレジット事業等環境調査（諸外国のクレジット等の決済ネットワークに関する調査研究）報告書』（2010）13頁参照

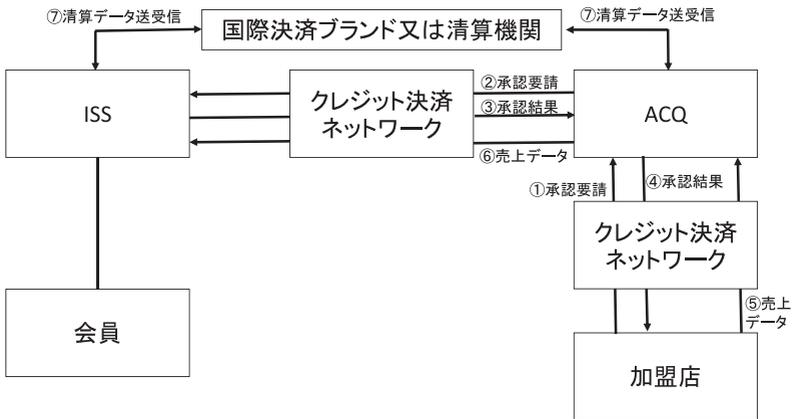


図3 我が国におけるクレジットカード決済データの流れ

* 野村総合研究所『平成21年度クレジット事業等環境調査（諸外国のクレジット等の決済ネットワークに関する調査研究）報告書』（2010）15頁参照

決済代行者自体が海外の業者である場合や国内の決済代行者が海外のACQと加盟店契約を締結している場合には、アクワイアリングの一部がクロスボーダー型の取引となっており、紛争解決を一層難しくしている（図4参照）。

もっとも、ACQと加盟店との間の法律関係へ決済代行業者が介入すること自体が違法というわけではない。

ACQにとっては、決済代行者と加盟店契約を締結するだけで、実質的には、多数の加盟店を獲得し、多数の加盟店管理を実現することになる。一方、決済代行者は多数の店子となる事業者との間で包括的加盟店契約をすることによって手数料を取得することができ、また店子となる事業者にとっても、自らはACQの加盟店となる場合と同様の支払手段を顧客に提供できることになる。決済代行業者¹⁶⁾は、傘下の個々の事業者の営業活動を代行するとともに、ACQの加盟店管理の一旦を担っていることになる。物流業者・ネットショッピングモール運営事業者などが決済代行業者となる場合があるのは、そのためである。

したがって、問題は、決済代行者が、クレジット取引の中に組み込まれている点にあるのではなく、決済代行者の介入によって悪質な店子を排除しにくい取引システムとなっている点にある。

4. マンスリークリア方式の利用

上記に加えて、クレジットカード決済がインターネット経由で決済される場合には、通常、1回払いとなる。いわゆるマンスリークリア方式（翌月一括払い方式）が利用されることになることから、割賦販売法の包括信用購入あっせんには該当しないことになり（割販2条3項参照）、抗弁接続規定の適用がない（同30条の4、30条の5）。サクラサイト商法の場合には、カード決済後に、サイト業者との間に抗弁事由（無効・取消・解除・クーリング・オフ）を主張しうる関係があったとしても、こ

16) 平成23年度調査研究「クレジットカードに係る決済代行業者登録制度に関する実証調査報告書」（消費者庁 平成24年3月）5頁によれば、決済代行業者登録者制度によって登録している業者は27社（2012年10月現在）となっている。登録していない決済代行業者がどのくらいあるのかについては不明。

〈38〉 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

れを原因として既払金の返還を求められないことになる。

クレジットカード契約に基づく利用代金の請求権は、前述したように、立替払契約に基づく求償権行使を内容としているが、（準）委任契約に基づく費用償還請求権（民 650 条 1 項）として上記求償権が行使されていると解されており、マンスリークリア（翌月一括払い）方式による利用代金請求権は、上記求償債務の支払方法についての特約にすぎない。しかしながら、取引実務では、クレジットカード取引にあたってマンスリークリア方式を選択させることによって、1 枚のカードを利用して物やサービスの提供を受ける際に、カード利用者が主張しうる権利に違いが生じることになり、悪質な商法との結びつきによって新たな消費者被害を生み出す原因の一つとなっている。

第 3 章 消費者取引における決済と我が国における消費者法の発展

前章では、消費者取引に係る商品・サービスの対価をクレジットカード決済する際に、何が被害発生の要因となっているかについて分析してきた。本章では、被害の発生の防止、被害救済を目的として、消費者取引における決済という観点からみた場合に、これまでにどのような消費者法関連法制が整備されてきたのかを整理し、我が国の立法政策の問題点を明らかにしたい。

我が国の立法政策の特徴は、一言でいえば、被害が発生した取引形態について対処療法的な特別立法が行われてきたという点にある。

消費者取引では、商品の購入代金やサービスの利用代金について現金・振替・振込の方法で支払をする場合を除くと、後払い方式による決済かプリペイド方式による決済かを選択することになる。

後述するように、後払い方式による場合には、個別信用購入あっせん（旧個品割賦購入あっせん）を中心に割賦販売法の改正が行われ、物やサービスが特殊な取引方法（訪問販売、通信販売など）によって行われる場合には、特定商取引法による行政規制、民事規制が強化されてきた。

一方、プリペイド方式による場合については、割賦販売法（前払式割賦販売・前払式特定取引）と資金決済法（前払式支払手段）によって規律されており、消費者が予め一定の金銭を事業者を支払い、後に物やサー

ビスの利用代金の支払手段として利用することになることから、事業者に対する行為規制が中心となり、消費者が事前に支払った金銭の保全措置を講じることによって、消費者が被るリスクを回避してきた。

もっとも、これらの法規では行政処分や行政罰を定めていることもあり、適用範囲を限定する規定がある。また、上記の法規は特別法であり、個々の規定の拡張・類推適用に慎重な態度をとる判例とが相まって、一般的には、特別法の改正によって規制が強化された取引より規制が緩い取引において消費者被害が拡大する傾向にある。

そこで、以下では、関連法令の動向を後払い方式とプリペイド方式に分けて概観した上で、判例・学説の動向を整理して、消費者取引における決済について、我が国における消費者法の発展とその限界を明らかにしたい。

1. 関連法令の動向 ①—後払い方式

後払い方式は、消費者の現在および将来の返済能力（与信枠）を利用枠としてや物の販売・サービスの提供を促進する手段として発展し、これに対応して改正がなされてきた。

耐久消費財を中心とした割賦販売・チケットやクーポン券を用いた割賦購入あっせんの登場と割賦販売法の制定前後を第1期（昭和36年の割賦販売法制定、昭和43年改正）¹⁷⁾とするなら、販売機能と与信機能の分化した第三者与信型消費者信用取引（割賦購入あっせん、ローン提携販売）の登場によって、取引形態が多様化し急激に取引量が拡大した時

17) 二者間の割賦販売については、すでに明治時代に呉服店が手形による割賦販売を行っていたようであるが、本文で述べた第1期には、昭和35（1960）年に、丸井がクレジットカードを発行し、日本ダイナースクラブが設立され、昭和38（1963）年には、日本信販がショッピングクレジットを開始している。割賦販売法は、取引秩序の維持・分野調整などの観点から制定され、当初は、銀行は割賦購入あっせん業者として登録することができなかったことから、クレジットカードを発行することができなかった。昭和57（1982）年に銀行系のクレジットカードの発行が認められることになったが、中小業者の事業の安定及び振興を図ることを目的として、銀行系のクレジットカードには、マンスリークリア方式のみが認められた。平成4（1992）年になって、銀行系のクレジットカードにもリボルビング方式に限って割賦購入あっせんの登録が認められ、平成13（2001）年になって、銀行系のクレジットカードにも分割払いが認められるようになり、今日に至っている。

〈40〉 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

期が第2期（昭和47年改正、昭和59年改正）となる。第2期以降、割賦販売法の目的規定に「購入者等の利益の保護」が追加され、割賦販売法は、取引秩序の確立とそこでの公正な取引の確保を目的とした法律から、消費者法へと変化した。抗弁の切断の問題は、売買契約の当事者以外の第三者が与信機能を担うようになった第2期の以降の法律問題といえ、昭和59年（1984年）の割賦販売法改正によって導入された抗弁接続規定は、まさに、この時期を代表的する民事規定である。

その後、個別信用購入あっせん（個品割賦購入あっせん）が特定商取引（訪問販売、電話勧誘販売、連載販売取引、特定継続的役務提供、業務提携誘引販売取引）における支払手段となっている点に対応して、特定商取引法と割賦販売法の連動した改正がなされた。これが、第3期となる（平成11年改正、平成12年改正、平成16年改正、平成20年改正）。現行法である平成20年割賦販売法についてみると、以下の改正が行われている。

第1に、「割賦購入あっせん」から「信用購入あっせん」へと定義規定に修正が加えられた¹⁸⁾。

第2に、指定制を廃止して適用除外規定を置くという方式によって適用範囲が拡大された。

第3に、信用購入あっせん契約について与信業者への規制の強化によって悪質な加盟店を排除する方向で立法化がなされ、包括信用購入あっせんについては、業務の運営に関する措置（割賦30条の5の2）を定め、個別信用購入あっせんについては、与信業者に加盟店調査義務（同35条の3の5）を負わせて、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止することにした（同35条の3の7）。ただし、禁止に違反して、個別信用購入あっせん業者が与信した場合に、改善命令（同35条の3の21）・行政罰（同51条の2第2号）の対象になることは明らかであるが、加盟店調査義務に違反した与信契約の効力については明文の規定はない。

18) 割賦購入あっせんについて、個別方式と包括方式及びリボルビング方式とで規制の体系が異なることから、前者を個別信用購入あっせん、後者を包括信用購入あっせんとしたと立法担当者の解説では説明されているが、「信用購入あっせん」という概念によって与信契約の分化という取引形態の特徴が初めて条文に反映されたものといえる。また、規制の対象が販売業者や役務提供者にあったのに対して、与信主体を規制して悪質な販売業者や役務提供者を排除する方向へ立法政策が転換した点も影響していると思われる。

第4に、抗弁接続規定自体（ローン提携販売について同29条の4第2項・3項、包括信用購入あっせん契約について同30条の4、同30条の5、個別信用購入あっせん契約について同35条の3の19）について大きな変更はないが、抗弁の切断という観点からみた場合には、個別信用購入あっせんについては、特定商取引のうち通信販売を除く5つの取引類型について、販売契約などがクーリング・オフできる場合には、与信契約自体のクーリング・オフが可能となった（35条の3の10、35条の3の11）ほか、過量販売によって解除された場合に、与信契約の法定解除権を認める規定（35条の3の12）、販売契約など特定商取引法で消費者取消権が行使できる場合に、与信契約についても取消しを認める規定が置かれ（35条の3の13～16）、既払金の返還請求が可能となった。

このように、後払い方式については、規制が強化されてきたが、第1期～第3期と比較すると、現在、消費者信用取引については、規制が強化された「個別信用購入あっせん」から規制が緩い「包括信用購入あっせん」へ利用形態がシフトしており、さらには、割賦販売法の「包括信用購入あっせん」には該当しないクレジットカード決済の利用が進んでいる。対面取引においても、加盟店に設置された決済端末を利用してクレジットカード決済が広く普及しており、電子商取引を利用した消費者取引におけるクレジットカードによる電子決済（インターネット決済）が日常的に利用されるようになったことが、その背景にある。

クレジットカードは、物やサービスの利用代金を支払うために、資金を移動させる指図手段である。クレジットカードで支払をすることは、カード利用者が加盟店で商品などを購入し、その代金相当額を自分にかわって、当該加盟店に支払うことをクレジットカード会社に指図していることになる。当該加盟店はACQを介して、クレジット会社から代金を回収し、クレジット会社は、カード利用者が銀行口座を開設している金融機関から自己の口座に振替ってもらうことになる。決済の観点から後払い方式を観察すると、割賦販売法・特定商取引法には特に規制はないことになる。

2. 関連法令の動向②——前払い方式

前払式支払手段については、これまで、プリペイドカード法（前払式証票規制法）によって主に前払いした資金の保全という観点から消費者保護が図られてきたが、2009年改正資金決済法（2010年4月1日施行）によって、前払式支払手段については、電子マネーの利用拡大に伴い、紙型・IC型に加えてサーバ型を規制対象¹⁹⁾とするとともに、プリペイドカード法は廃止された。また、改正資金決済法では、資金移動業者（資金決済2条3項）として登録（同37条、2012年9月30日現在で28社が参入）をすれば、一件100万円以内の送金サービスを行うことができるようになった²⁰⁾。

第三者型前払式支払手段についての規制については、資金決済法10条1項3号・4号、金融庁事務ガイドラインⅡ-3-3加盟店の管理（第三者型発行者のみ）において、少額資金移動を業とする者にのみ適用されており、電子マネー決済²¹⁾が、これに該当する。

もっとも、クレジットカードによる電子マネーのチャージが認められる場合には、電子マネー業者が、クレジットカード取引における加盟店として位置づけられている。クレジットカード取引という観点からみると、電子マネー業者は、ACQの加盟店となり、ACQの加盟店管理業務の一部を担う関係にある。また、電子マネー業者が傘下の加盟店との間で加盟店契約を行っている場合には、ACQとの間では包括加盟店型の決済代行が行われている場合と同様の法律関係が生じていることになる。サクラサイト商法で、電子マネーによる決済が利用される場合には、電子マネー業者の提携事業者としてサイト業者自身が電子マネー業者の加盟店となっているか、決済代行が電子マネー業者の提携事業者とな

19) 前払式支払手段については、未使用発行残高の2分の1以上の保全義務、事業廃止時などにおける利用者への払戻しの義務づけ、資産保全措置として信託銀行などへの信託を認めること等が資金決済法で定められている。

20) 従来、銀行のみに許されてきた為替取引（銀行法10条）のうち、送金サービスについて規制緩和が行われるとともに、送金途上にある資金と同額の資金を保全することを義務づけている（同43条）。

21) 独立系の電子マネー Edy、流通系の Waon、nanako などに加えて、交通系の電子マネー Suita、Pasmo、ICOCA などの相互利用が2013年から開始し、また、交通乗車券に限らず、各電子マネー業者の傘下の加盟店での利用が拡大していることから、IC型の電子マネーによる決済の機会が飛躍的に増大している。

り、サイト業者が決済代行者の店子となっている場合が多いことになる。しかし、現状では、資金決済法による預託金の規制は、利用者がチャージした資金を預託した事業者に限定されており、また、電子マネーとクレジットカード取引が結合している点については、資金決済法の規制対象ではないことになる。

なお、サクラサイト商法では、電子マネー決済とならんで収納代行による決済が支払手段として提供されている。

収納代行については、収納代行業者が、消費者の取引の相手方となるサイト業者、ないしは、サイト業者が提携している決済代行者から弁済受領権限を付与されているという構成を採用しているためか、利用者がコンビニで支払をし、領収書を受領した段階で消費者の代金債務が消滅し、決済が完了したと解されている。この結果、収納代行業者は資金移動業者ではないことになり、収納代行業者には資金決済法の適用はないと解されている²²⁾。収納代行者から事業者（サイト業者、決済代行者）への支払いは、収納委託契約に基づく弁済金引渡債務の履行と解されることになり、消費者とサイト業者間の契約上の抗弁は切斷されることになる。

3. 判例・学説の動向

カード利用者と販売業者・役務提供者との間でトラブルが発生している場合、「包括信用購入あっせん」として割賦販売法の規制対象とならない限り（同2条3項1号・2号）、ISSは、販売業者・役務提供者とカード利用者の契約の抗弁をISSには対抗できないとして、当該利用代金についてもカード利用代金を請求し、これに対して、カード利用者はISSに対して既払金の返還を求めるとというのが、紛争の構図ということになる。悪質な販売業者・役務提供者はその所在がつかめないことが多いし、ACQとカード利用者間には直接の契約関係がないことから、紛争の当事者として登場するのは、カード利用者とISSということになることが多い。そこで、判例・学説は、このような紛争に対して、どの

22) 藤原智則「事業会社における決済サービスにかかる公法上の規制の検討」金法1631号20頁。

〈44〉 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

ような解釈論を展開してきたのかを次に概観してみることにする。

(1) カード利用者から ISS への抗弁・請求権の対抗

「包括信用購入あっせん」として割賦販売法の規制対象となるのは、カード利用者のカード発行会社に対する支払方法が、3 回以上の分割払い、リボルビング方式、1～2 回払いであるが2 か月を超える場合だけである。包括信用購入あっせんに該当するクレジットカード取引の場合には、個別信用購入あっせんとは異なり、抗弁接続規定で履行拒絶権が認められる点を除くと、販売契約が無効・取消・解除された場合の与信契約の効力については、契約の解釈に任されている。

周知のように、昭和 59 年割賦販売法の改正によって抗弁接続規定が導入される以前の個品割賦購入あっせん契約、現在の個別信用購入あっせんに相当する事案についてではあるが、最判平成 2・2・20 判時 1353 号 76 頁（裁判集民事 159 号 151 頁）²³⁾ は、売買契約と立替払契約を別個な契約であるとしたうえで、昭和 59 年改正によって導入された抗弁接続規定を創設的に抗弁の接続を認めた規定であるとして、特段の事情がない限り、販売業者に対する抗弁事由をもって立替払契約に対抗できないと判示した。

また、最判平成 23・10・25 民集 65 巻 7 号 3114 頁²⁴⁾ は、昭和 59 年改正後、平成 20 年の割賦販売法の改正前の事案についても、最判平成 2・2・20 と同様、「創設的規定説」を踏襲する旨を判示した。①個品割賦購入あっせん契約において売買契約が公序良俗違反で無効であるときであっても、売買契約と別個の契約である立替払契約は無効とならないとした上で、②販売業者と斡旋業者の関係、販売業者の立替払契約締結への関与の内容および程度、販売業者の公序良俗違反行為についてのあっせん業者の認識の有無および程度に照らし、販売業者による公序良俗違反行為の結果をあっせん業者に帰せしめ、売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情があるときには、立替払契約の効力を否定できるとした。当該事案につ

23) 売買契約が販売業者側の事情によって合意解除された事案で、立替金を請求された事案。

24) デート商法による宝飾品の個品割賦購入あっせん事案。立替払契約の無効を原因として、債務不存在確認請求および既払金の返還を求めて提訴し、被告から未払金の支払請求について反訴が提起された。

いては、クレジット会社と加盟店の間に資本関係など密接な関係がないこと、クレジット会社自体が顧客の意思、内容を確認の上、立替払契約を締結していること、顧客が長期（2年半）にわたり異議を述べることなく支払に応じていることから、特段の事情はないと判示している。

割賦販売法上の抗弁接続規定を創設的規定と解する上記判例理論からすると、販売業者と斡旋業者の関係、販売業者の立替払契約締結への関与の内容および程度、販売業者の行為についてのあっせん業者の認識の有無および程度に照らし、売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情がある場合でない限り²⁵⁾、カード利用者と加盟店との間に発生した抗弁事由（無効・取消・解除・クーリング・オフ）を原因として立替払契約の効力が生じないと解することはできないことになり、カード利用者が既払金の返還をクレジット会社に求めることはできないことになる²⁶⁾。また、下級審判例の中には、抗弁接続規定の適用がない限り、抗弁切断条項があっても、消費者の利益を一方的に害したことはないとして消費者契約10条の適用の余地もないと解するものがある²⁷⁾。

これに対して、これまでも、抗弁接続の効果には、抗弁事由によっては延期的抗弁だけでなく否認的抗弁が認められる場合があるとして、与信契約の効力も失われるとする見解²⁸⁾、あるいは、複合契約という観点から立替払契約と販売契約・役務契約間に相互依存効があることを説

25) これに対して、抗弁接続規定が適用できる場合には、抗弁対抗が信義則に反して顧客に許されないのは、顧客に背信的事情がある場合（顧客が作出した一方的事情による場合、積極的関与によって抗弁事由が発生している場合に限られることになる。大阪高判平成16・4・16消費者ニュース60号137頁、静岡地浜松支判平成17・7・11判時1915号88頁、広島高岡山支判平成18・1・31判タ1216号162頁、津地松阪支判平成20・7・25消費者ニュース79号185頁。

26) 既払金の返還を認めない裁判例としては、松山地判昭和59・4・25判タ526号199頁、広島高地判昭和60・10・17判タ928号248頁、東京地判平成5・9・27判時1496号103頁、広島地判平成8・5・29判タ928号248頁など。既払金の返還を認めた裁判例としては、松山簡判昭和58・9・21判タ520号219頁、名古屋高判平成21・2・19判時2047号122頁があるが、いずれも上級審では認められなかった。

27) 東京地判平成21・10・2消費者法ニュース84号211頁。

28) 千葉恵美子「『多数当事者の取引関係』をみる視点——契約構造の法的評価のための新たな枠組み」『現代取引法の基礎的考察』（椿寿夫先生古稀記念論文集）（1999、有斐閣）161頁以下、川地宏行「第三者与信型販売における抗弁の接続と与信業者に対する既払金返還請求権」クレジット研究40号（2008）62頁以下など。

〈46〉 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

明する見解が主張されてきた²⁹⁾。

しかし、上記の見解は、割賦販売法の抗弁接続規定を創設的規定と解する判例理論の厚い壁に阻まれてきた。契約の相対効の原則をもち出すことによって、取引を契約ごとに分断してその効力を観察する伝統的解釈論をどのように克服するのかという課題を背負うことになった。また、第2章の分析結果からすると、ISSとACQ間では、多数の債権債務が発生・消滅を繰り返しており、個別の取引の匿名性が失われている点を考慮した理論とはいえないことになり、クレジット決済の全体を説明するための理論としては限界があることになる³⁰⁾。

そこで、判例・学説の中には、個別信用購入あっせんをめぐる議論を参考に、以下にみるような様々な法律構成を通じて、カード利用者に対するクレジット会社の責任という観点から紛争を解決しようとする見解が主張されてきた。

第1に、立替払契約自体の取消しを主張する見解がある。すなわち、販売業者が、立替払契約の締結締結を媒介している点から、消費者契約法5条を媒介として立替払契約自体を消費者契約法4条で取り消すという構成が主張されている³¹⁾。

平成20年割賦販売法改正による35条の3の13～35条の3の16の導入によって、顧客は、販売業者が勧誘をするに際して、個別クレジット契約またはその契約の動機たる販売契約に関する重要事項について不実告知があるときは、個別クレジット契約を取り消すことができるとされている点を根拠としている³²⁾。

しかし、クレジット会社は自ら申込みの意思の確認、内容の確認などを行っており、加盟店に立替払契約の締結業務のすべてを委ねているわ

29) 都筑満雄『複合取引の法的構造』（2007、成文堂）、渡辺達徳「金銭消費貸借契約による第三者与信と抗弁の接続——ドイツ消費者信用法における『結合取引』からの示唆」『現代契約法の展開』（好美清光先生古稀記念論文集）（2000、経済法令研究会）337頁など。

30) 岡本裕樹「複合契約取引論の現状と可能性」『市民法の新たな挑戦』（加賀山茂先生還暦記念論文集）（2013、信山社）523頁以下は、この点を指摘して、これまでの学説を批判的に検討している。

31) 大津地長浜支判平成21・10・2消費者法ニュース82号206号など。

32) 『平成20年度版割賦販売法の解説』221頁によれば、立法担当者は消費者契約法5条の媒介については、4条の消費者取消権の特則として規定したと説明している。

けではない。特に、第2章で分析したように、non-on-us方式のカード決済では、ISSとACQが役割を分担し、加盟店・ISS間には直接の契約関係がない。カード利用時に取引ごとに行われるオーソリゼーションによって、カードの加盟店およびACQがISSに対して当該カードの利用の承認をえる行為が行われ、ISSは与信残高や用途などを確認して、カード取引を承認するかどうかをACQ、当該加盟店に返信するという事実が認められるにとどまることになる。

したがって、消費者契約法5条を介して、立替払契約自体を消費者契約法4条で取り消すという構成はむずかしいものと考えられる。

第2に、訪問販売や電話勧誘販売で、代金の支払手段としてマンスリークリア方式のクレジット決済に誘導されるケースに限定してではあるが、特定商取引法を適用する見解がある。

この見解³³⁾によれば、割賦販売法の包括信用購入あっせんについては、特定商取引法の適用が除外されているが（特商法施行令別表第2第25号）、マンスリークリア方式は、割賦販売法の包括信用購入あっせんに該当しないことから、特定商取引法の適用が除外されないとして、会員契約に基づく個別の立替払契約について、特商法9条5項、6項（個別の立替払契約のクーリング・オフとこれに基づく支払拒絶、返金請求権）、9条の3第1号（6条1項6号・7号に該当する事項であるとして消費者取消権）の適用があるとする。

ただ、上記の見解については、銀行業務（付随業務を含む）については特商法について適用除外とされている点との関係が問題となる（特商法施行令別表第2第29号）。我が国では、昭和56（1981）年の銀行法の改正まで銀行の付随業務としてクレジットカード事業が認められてこなかったことが、このような適用除外規定がある一因といえるが、上記のような解釈論を展開しても、銀行法が適用除外となっている関係で、銀行系カードだけが特商法の適用にならないという結果となってしまう

33) 圓山茂夫「クレジットカードの翌月払いカード（マンスリークリア）契約への特定商取引法の適用について」消費者法ニュース82号（2010）150頁以下、同『特定商取引法の理論と実務』（2010、民事法研究会）64頁、斎藤雅弘ほか『特定商取引法ハンドブック（第4版）』（2010、日本評論社）94頁。これを否定する見解として、中崎隆『詳説改正割賦販売法』（2010、きんざい）10～11頁がある。

〈48〉 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

ことになる。しかし、平成 13（2001）年になって、銀行系のクレジットカードにも分割払いが認められるようになっており、銀行系のカードと非銀行系カードの違いはすでになくなっているから、このような解釈が合理的とはいえない。

第 3 に、不法行為構成による見解がある（クレジット会社に注意義務違反があるとして、既払金を損害として損害賠償責任を認める構成³⁴⁾、クレジット会社が販売業者の公序良俗違反行為を幫助したとして共同不法行為責任を追求する構成³⁵⁾）。あるいは、行政規制に反する行為が違法性を基礎づける要素となるとして、具体的には、加盟店調査義務（35 条の 3 の 5）に反する行為であること、加盟店の違法な勧誘行為が判明した場合には与信禁止（35 条の 3 の 7）であるのに与信したこと、信義則上の義務違反行為があったことなどから、会員契約に基づいて、カード発行会社にカード会員に対する保護義務を認める見解³⁶⁾がある。

non-on-us 方式の場合、割賦販売法 30 条の 5 の 2、同施行規則 60 条 1 項 1 号により、ISS についても加盟店管理義務に反する行為があったとする見解があるが、自己の加盟店となっていない加盟店が利用される場合にも、一般的に会員契約上、加盟店管理義務を導くことができるのかどうかは明らかではない。ISS は ACQ に加盟店管理業務をアウトソーシングし、ACQ は決済代行者に加盟店管理業務アウトソーシングしたとして、ISS の義務違反を説明する見解があるかもしれないが、前述したように、ACQ と ISS は相互に、国際ブランドとのメンバー契約、ないしは、清算機関を通じてネットワークを利用しているだけであり、ACQ を ISS の手足のように解することは困難ではないと思われる。

結局、これらの方法は、カード利用者に対するクレジット会社の責任

34) 静岡地浜松支判平成 17・7・11 判時 1915 号 88 頁。

35) 大阪地判平成 20・4・23 判時 2019 号 39 頁。

36) 東京地判平成 21・10・2・東京高判平成 22・3・10 では、マンスリークリア方式のカード払いによるカード会社からの立替金請求訴訟において、顧客からカード会社の調査義務違反などを理由として損害賠償請求権にもとづいて反訴が提起されている。上記判決では、信義則上、ISS であっても、顧客からの申立てに対して、自己の加盟店ではないことを理由に対抗を拒むことはできないとし、ACQ に申し送りをして、ACQ を介して加盟店に連絡をとり、その結果を連絡するなどの対応を取るべき義務があると解した。立替払契約ないし会員契約上の保護義務をカード会社に認める見解として、圓山茂夫「消費者生活センターにおけるクレジット関連相談と対応」国民生活 2006 年 8 月 20 頁。

という観点を強調し、カード利用者とカード発行会社の間で取引にかかるリスクを分配するための解釈論ということになる。確かに、このような解釈論によって救済される消費者がいるかもしれないが、被害が発生した取引形態についての対処療法的な解釈論の域を出ないことになる。

(2) 包括加盟店型の決済代行

ACQの加盟店は決済代行者であって、決済代行者と包括的決済代行契約を締結している個々の業者との間に契約があっても、ACQと個々の業者との間には直接的な契約関係はない。また、決済代行者と顧客との間には契約関係はない。ACQの加盟店は決済代行者であるから、決済代行者の店子である事業者とISS間に加盟店契約がなく、抗弁接続規定は使えない。しかし、決済代行者は、販売業者・サービス業者と顧客との間の契約について多様な支払手段を提供して営業活動を代行している。

顧客がクレジット決済を選択した場合に、決済代行者のHPでカード番号などを入力している点をとらえて、顧客との関係では、決済代行者が、オーソリゼーション（信用照会・取引の承認）業務の一部、具体的には、カードシステム提供、カードのオンラインオーソリゼーションのための情報処理センターとの接続システムの提供などに協力していると捉えることは可能であり、この点から、決済代行者は、ACQの加盟店管理業務の一部について履行補助者であると捉えることはできると思われる。また、クレジット決済は、決済代行者が支払手段を提示することによって初めて可能となることから、決済代行者は、サイト業者の詐欺を幫助した共同不法行為者である解して損害賠償責任を認められる可能性もある。

ただ、上記の解釈論の展開によって、ACQの責任を認めることはできるとしても、すでに述べたように、ISSは加盟店管理業務を行っていないことから、ISSの責任を基礎づけるためには、なお十分な理由とはいえないのではないかと思われる。

第4章 終わりに——今後の立法政策の課題

本章では、第2章・第3章での考察結果を踏まえて、消費者取引に係る商品・サービスの対価を決済する視点から見た場合に、今後、どのような立法改革が必要となるのかについて、その方向性を示すことにしたい。

第2章では、病理現状としての「サクラ」サイト商法における決済代行者問題の分析を通じて、消費者取引に係る商品・サービスの対価を決済する際に、消費者被害が発生する要因として、①機能的に分化した異なる法主体間の契約の連鎖による契約上の効力の切断、②決済ネットワークの存在、③決済代行者の介入によるアクワイアラ業務の分化、④マンスリークリア方式を利用した規制のがれ、以上の4つの点をあげた。

第3章では、このような問題について、法整備がどのような観点から行われてきたのかを明らかにするとともに、判例・学説がどのように紛争を解決しようとしてきたのかを整理し、消費者取引に係る商品・サービスの対価の決済という観点からみた場合に、関連法令・判例・学説が、第2章で明らかになった被害発生の変因に対して、適切な対応を採っているとはいえないことを示した。

「サクラ」サイト業者など、悪意をもってシステムを利用する事業者を排除できない仕組みが問題であり、機能的に分化した契約連鎖のシステムによって消費者取引に係る商品・サービスの対価を決済するという仕組みそのものに伴う安全措置、いわば、決済システムのセキュリティに制度的な欠陥がないかどうかという視点から、被害発生の変因との関係で必要な法規範を形成していかなければならないはずである。そうでなければ、商品・サービスの購入にあって消費者が負担する代金債務の消滅という観点から見た場合に、消費者取引に関する現行の決済システムが、すべての利害関係者にとって効率的で公正なシステムとはならないからである。

以上の視点からみると、今後の立法政策を考えるにあたっては、以下の視点が重要であるように思われる。

第1に、消費者取引におけるクレジットカード決済では、カード利用者の代金債務を消滅させるために、同様の指図手段が使われているにも

かかわらず、異なる法規制が行われている点がないかを分析することである。マンスリークリア方式のクレジットカードについて割賦販売法が適用されていない点、個別信用購入あっせんの基本型と包括的信用購入あっせんの on-us 方式の場合に、個別の取引については、それほど大きな違いがないにもかかわらず、消費者に与えられている救済手段が異なる点などは、その典型である。

取引構造を契約という観点から分析し、契約によって連鎖している法主体間にどのような債権・債務関係が発生しているのかを分析することが必要となる。

これまでの法規制は、悪質な加盟店を排除するという観点から規制を加え、特定商取引法で販売・役務提供のあり方を規制する一方で、ISSが加盟店管理業務を同時に担っていることを前提として、ISSによる加盟店管理を強化することによってカード利用者の保護を図る方策が考えられてきた。しかし、non-on-us 方式のクレジットカードが基本型となっているクレジットカード決済では、4者間取引を前提にしており、消費者取引で決済がどのように行われるかという視点からの分析が欠けているように思われる。

カード利用者からみた場合に、事業者がどのような役割を果たしているかがわからないことから、消費者を保護するというのではなく、ISSの出捐によって、カード会員が加盟店に対して負担した代金債務がいつの時点で消滅するのか、また、どのような法律上の原因に基づいて代金債務が消滅するのかを分析し、事業者に公正な取引環境を保障し、悪質業者による規制のがれによる消費者被害の発生を抑止するために、同様の機能を果たす取引に同様の規則を加えるという観点から、今後の立法のあり方を検討する必要がある。電子マネー業者、収納代行業者についても同様である。

第2に、消費者取引を決済という観点から見た場合に、より根本的な問題は、加盟店との間で消費者の代金債務の消滅の効果を発生させるために、ISS・ACQ・加盟店が関与することになり、①複数の法主体が相互に契約によって連鎖し、しかも、②ISSとACQ間、ACQと加盟店の間では、多数の債権債務が発生・消滅を繰り返しており、個別の取引の匿名性が失われている点である。

〈52〉 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

②の点は振込・振替の場合にも問題なる点であるが、消費者取引におけるクレジット決済の場合には、決済端末などを通じて、ISSによるカード取引の承認、及び、加盟店→ACQを通じた売上データの送信を前提にして初めて取引が成立する。決済過程の分析の際に使用した用語を使えば、オーソリゼーション（取引の承認）に伴って初めて、加盟店とカード会員の売買契約が締結されることになる。さらに、クリアリングのための加盟店・ACQからの売上データの送信によって初めて、ACQは加盟店の顧客に対する代金債権を債権買取を行い、債権譲渡を受けたACQがISSに対して代金債権を行使することになり、他方で、ISSは会員の代金債務について債務引受をし、立替払いを行う準備ができることになる。つまり、原因関係にあたる売上債権に関する情報と決済にかかる情報が一致したときに、取引が成立することになる。

この点に関連して、現在進行中の民法・債権法改正作業では、安全で安定的な決済制度の構築という観点から、AB間の債権をAX間の債権及びXB間の債権として置き換えるための法技術として、新たなタイプの更改（三面更改）が提案されている。【部会資料10-2第5[72頁]】では、集中決済機関（CCP）を介在させて行う決済（国債の決済、株式などの決済、内国為替円決済）が念頭におかれていたが、中間的論点整理後の第2ステージ【部会資料40[10頁]】では、CCPによる決済に加えて電子マネーによる取引やクレジットカードによる取引が取り上げられている。三面更改では、AB間の債権の消滅と同時に、AはXに対してAB間の債権と同内容の債権を取得するとともに、XはBに対してAB間の債権と同内容の債権を取得するものとし、更改によって成立するAX間の債権とXB間の債権においては、AB間の債権に付着していた抗弁は消滅すると考えられている。

決済システムでは支払人（ISS）と受取人（ACQ）が必要者として登場し、決済システムの所有・運営主体である国際ブランド、国内取引では清算機関となる情報処理センターが供給者として決済システム（プラットフォーム）を提供する関係にある。しかし、債権法改正中間試案の三面更改とクレジット決済の実務には違いがある。クレジットカード決済のように、原因債権にあたる売上債権に関する情報と決済にかかる情報が一致した時に取引が成立するのであれば、B to Cの取引を広く包含

する決済システムについては、一定の範囲で有因性を認める必要がある。

上記のような契約の連鎖の構造によって決済が行われる結果、販売や役務の提供が詐欺的であることや販売方法が消費者の購買意欲を不当に喚起する誘引性がある場合であっても、これらの危険な取引を排除する取引構造となるような措置を組み込むことが必要になる。しかし、すでに述べたように、non-on-us 方式のクレジットカードが基本型となっているクレジットカード決済では、カード発行業務と加盟店管理業務を異なる法主体が役割分担していることから、カード発行会社の加盟店管理業務を強化することだけでは効果が上がらない。

そこで、国際ブランドルールに基づく ISS・ACQ 間の業務提携契約において、ISS が ACQ から取引データの提供を受けた後に、この内容が不当と判断される場合に異議を申立て、すでに支払った代金を ISS が ACQ から払い戻しを受けるチャージバック条項に着目したい。国際ブランド・ルールにみるチャージバックの理由は、カード無効通知チェックもれ、サイン不一致、架空取引、商品・サービスが提供されない、欠陥商品ないし説明通りでないなど限定されているが、ISS から ACQ に対するチャージバック請求によって、カード利用者の代金債務について免責の効果は発生しないことになり、カード利用者の代金債務が消滅しない以上、ISS からカード利用者に対する請求はできないことになる³⁷⁾。

もっとも、チャージバックルールは、国際ブランドを利用する際のメンバー契約に基づいており、ISS のチャージバック請求は、メンバー契約に基づく ISS の ACQ に対する権利ということになる。したがって、カード利用者が、チャージバックを行うように ISS に対して請求することは直接にはできない。また、我が国では、加盟店が複数の ACQ と加盟店契約をするマルチアクワイヤリングが行われており、ISS・ACQ 間にチャージバックルールあったとしても、その行使が期待できるかどうかはわからない。したがって、健全な取引環境を整備する視点からは、第一にチャージバックルールを決済システムに組み込むように法整備すること、第二に、チャージバックが可能な場合には ISS がチャージバッ

37) 加盟店からカード利用者に対する請求権は残ることになり、カード利用者が代金債務の一部を販売業者・役務提供者に弁済している場合には、カード利用者が売買契約・役務提供契約上の抗弁を主張することになる。

〈54〉 消費者取引における決済と立法政策の課題（千葉）

ク請求を必ず行うように、消費者取引に係る物・役務の対価の支払いにあって、消費者が負担する代金債務の消滅を物・役務を提供する事業者以外の第三者が行う場合には、いわゆる抗弁接続を一般的に承認する規定を整備すること、第三に、両者を連動させる規定を考えることが必要となる。

思わぬ誤解があるかもしれない。具体的な立法のあり方については再考の機会をもちたいと考えている。